資料１

水産流通の適正化推進会議

（令和８年度　第１回）

日時：令和８年 11 月４日（水）

13 時 30 分～16 時 00 分

場所：農林水産省８階　水産庁中央会議室

議事次第

１．開　会

２．挨　拶　　藤田　仁司　水産庁長官

３．議　事

（１）開催要領等について

（２）座長の選任について

（３）座長代理の指名について

（４）水産流通適正化制度について

①　特定第一種水産動植物等について

②　特定第二種水産動植物等について

③　海外における IUU 漁業由来水産物に係る流通規制強化への対応について

（５）意見交換

（６）その他

４．閉　会

資料２

令和８年度（第１回）　水産流通の適正化推進会議　出席者名簿

【委員】

	氏名	所属・役職	出欠
1	石渡　久師	株式会社石渡商店　代表取締役	出席
2	植松　周平	WWFジャパン　自然保護室 海洋水産グループ　海洋水産グループ長	出席
3	浦和　栄助	東京都水産物卸売業者協会　専務理事	出席
4	瀧波　憲二	北海道漁業協同組合連合会　代表理事専務	出席
5	竹葉　有記	全国水産加工業協同組合連合会　代表理事専務	出席
6	西　昭彦	株式会社ニッスイ　サステナビリティ推進部長	出席
7	花岡　和佳男	株式会社シーフードレガシー　代表取締役	出席
8	濱田　武士	北海学園大学　教授	出席
9	平井　克則	大日本水産会　常務理事	出席
10	廣嶋　俊也	三菱商事株式会社 水産本部　水産部 事業戦略チームリーダー	出席
11	三浦　秀樹	全国漁業協同組合連合会　常務理事	出席
12	湯山　一樹	株式会社イトーヨーカ堂　鮮魚部　統括マネージャー	出席
13	横田　繁夫	全国水産物卸組合連合会　常任理事	出席
14	吉田　猛	一般社団法人　全国水産卸協会　会長	出席

【行政】

氏名	所属・役職
藤田　仁司	水産庁　長官
久納　寛子	水産庁　加工流通課長
垰野　俊介	水産庁　加工流通課　水産流通適正化推進室長
冠　智昭	水産庁　栽培養殖課　内水面漁業振興室長
宮地　健司	水産庁　漁場資源課　生態系保全室長

資料３

「水産流通の適正化推進会議」開催要領

令和８年 11 月

１　趣旨

ＩＵＵ漁業の撲滅に向けては、G20 大阪首脳宣言やＧ７広島サミット首脳コミュニケでもその方向性が確認されるなど国際的な動きが加速する中、流通段階の対策としては、我が国においては、令和２年 12 月に、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「流適法」という。）が制定され、令和４年 12 月から流適法に基づく違法に採捕された水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図るための措置の運用を開始したところである。

また、令和６年６月には、国際的に厳格な漁獲可能量（ＴＡＣ）による資源管理が行われている太平洋クロマグロについて、漁獲量等の報告義務に違反したものが流通した事案が発生したこと等を踏まえたその再発防止や管理強化を図るための漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が制定され、令和８年４月に施行されたところである。

このような状況を踏まえ、ＩＵＵ漁業の撲滅に向け、水産物の流通段階における適正化の取組を我が国として更に推進していく観点から、流適法に基づく各種取組の状況を検証するため、幅広い関係者が参画する「水産流通の適正化推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催することとする。

２　構成

（１）推進会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。委員の出席が困難な場合は、代理出席を認めるものとする。

（２）推進会議には、座長及び座長代理を置く。

（３）座長は委員の互選により選任する。座長代理は、委員の中から座長が指名するものとする。

（４）座長は、推進会議の議事を運営する。座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときはその職務を代理する。

（５）推進会議は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

３　運営

（１）推進会議は非公開とする。

（２）推進会議の議事要旨及び資料は、意見交換会終了後、委員の了解を得た上でホームページにより公表する。

４ その他

（１）推進会議の事務局は、水産庁漁政部加工流通課において行う。

（２）この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

資料４

令和８年度 水産流通の適正化推進会議

令和８年11月
水産庁加工流通課

水産流通の適正化推進会議における議題

第１回　水産流通適正化制度をめぐる状況について（指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し等）

（令和８年11月４日）

※　第２回については、第１回目の議論を踏まえ、開催の実施有無・方法を検討

本日（第１回）の議題

１．水産流通適正化制度（特定第一種水産動植物等）について

（１）制度の概要

（２）制度レビュー

（３）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し

２．水産流通適正化制度（特定第二種水産動植物等）について

（１）制度の概要

（２）制度レビュー

（３）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し

（４）海外からのIUU漁業由来水産物の国内市場への流入防止に関するガイドライン

３．海外におけるIUU漁業由来水産物に係る流通規制強化への対応について

（１）ＥＵの漁獲証明制度の改正を踏まえた水産流通適正化制度の対応方向について

（２）漁獲証明制度の普及・適正な運用に向けた諸外国との協力

４．その他（人権問題をめぐる状況）

１．水産流通適正化制度（特定第一種水産動植物等）について

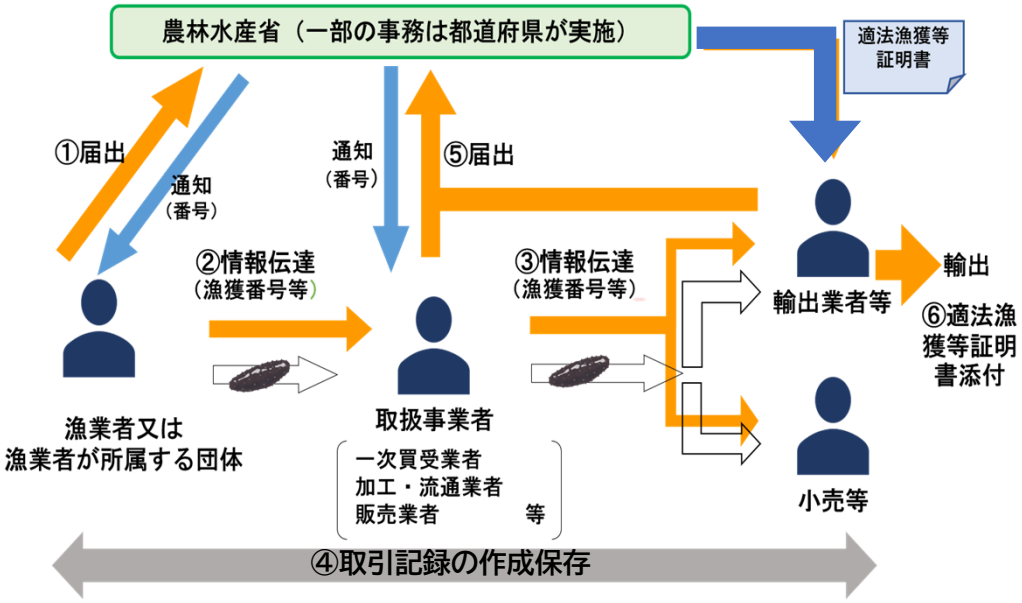
1 （1）制度の概要

1　国内において**違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ**が大きい特定第一種第一号水産動植物（**アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚**）及びこれらの加工品について、適法採捕者への漁獲番号の付与や流通段階におけるその伝達、取引記録の保存、輸出時の適法漁獲等証明書の添付等を義務付けることにより、**違法漁獲物の流通を防止**。

2　**資源管理の厳格化**を図るため、**令和６年**、**漁業法及び水産流通適正化法の一部改正法が公布**。**太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）**（特定第一種第二号水産動植物）を水産流通適正化法の対象とし、取引時の情報伝達と取引記録の保存等の義務付けを行うことで、**漁獲量等報告の義務に違反した漁獲物の流通を防止**。

1 違法漁獲物の流通防止のための規制

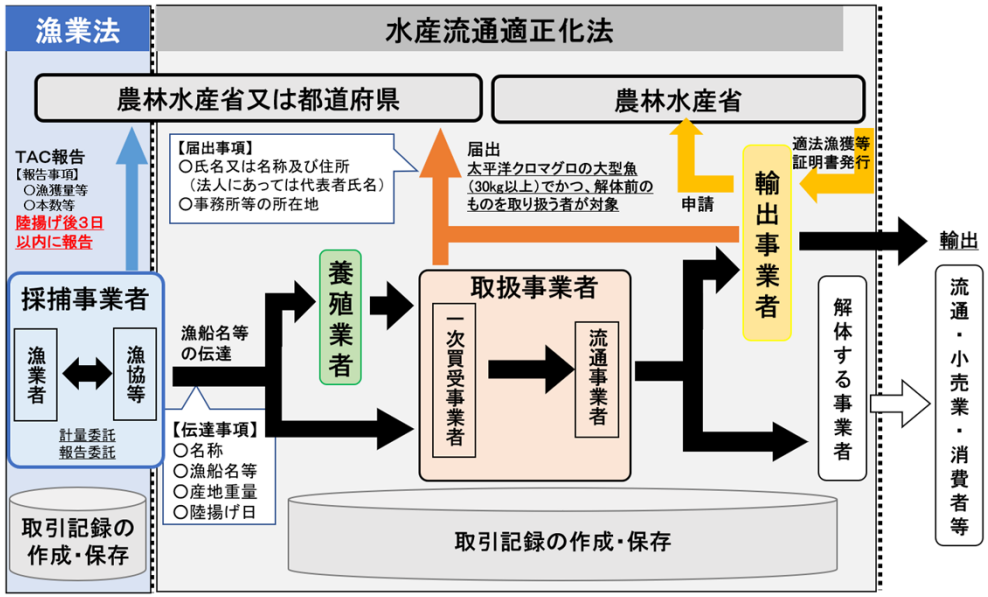
（特定第一種第一号水産動植物：**アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚**）



2 漁獲量等報告義務違反漁獲物の流通防止のための規制

（特定第一種第二号水産動植物：**太平洋クロマグロの大型魚**）

※令和８年４月１日施行



1（2）制度レビュー（①アワビ、ナマコ）

現在までの状況

【採捕事業者、取扱事業者による届出関係】

採捕事業者、取扱事業者の届出数は緩やかな増加となっており、制度は相当程度に周知済み。

・採捕事業者の届出数（令和８年７月時点）　**26,527件**（令和６年７月比 **＋781件**）
・取扱事業者の届出数（令和８年７月時点）　**5,734件**（令和６年７月比 **＋396件**）

【漁獲番号等の伝達、取引等記録の作成・保存関係】

協議会の活動やシステム改修・機器整備の支援により、**主要産地における電子化は相当程度進展**。自らシステム改修を行うことが困難な中小の産地に対し、漁獲番号等伝達システムの活用を促進。

【適法漁獲等証明書関係】

令和７年の適法漁獲等証明書の交付枚数は**7,484件**。生鮮・冷蔵品は**申請から２日以内**、加工品は**申請から７日以内の交付**を実現。

令和６年改正法に基づき、令和８年７月から、水産庁から**指定交付機関（（公社）日本水産資源保護協会）に交付事務を移管**。

【違反者に対する勧告、命令、罰則関係】

都道府県が違反事案に速やかに対応できるよう、**水産流通適正化法違反に係る勧告及び公表に関する指針を令和８年４月に改正**し、都道府県に対して通知。

今後の対応方向

引き続き、都道府県と協力し、制度の適正な執行に努めるとともに、**令和６年改正法に基づく指定交付機関への事務移管をフォローアップ**。

1（2）制度レビュー（②うなぎの稚魚）

現在までの状況

【採捕事業者、取扱事業者による届出関係】

都道府県と協力し、現場の採捕事業者等への制度の周知を継続。６ヶ月前から届出を可能とし、必要な制度を整備。令和７年12月より適用開始。

・採捕事業者の届出数（令和８年７月時点）**6,833**件
・取扱事業者の届出数（令和８年７月時点）　**519**件

【漁獲番号等の伝達、取引等記録の作成・保存関係】

うなぎの稚魚に係る事業者の負担軽減を図るため、電子的な情報伝達システム（ウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ支援システム）を運用開始。令和８年３月時点で**全国の採捕事業者の約６割が利用**。

本システムにより、取引記録の作成・保存が電子化されたほか、輸出時に必要な適法漁獲等証明書の発給申請に必要な情報の入手を簡素化。システム運用開始前には、養鰻団体、関係都道府県等と連携し、制度周知及びシステムの利用促進を実施。

【適法漁獲等証明書関係】

適法漁獲等証明書の交付枚数は51件（令和7年12月1日～令和８年７月時点）。**申請から７日以内の交付を実現**。

今後の対応方向

都道府県と連携し、採捕事業者や取扱事業者など**現場関係者への制度周知**を図る。

養鰻団体やシラスウナギ中間流通団体を通じて、取引記録の保存や輸出手続きへの活用など**電子的情報伝達システムのメリットを周知し、参加を促進**する。また、利用者から利便性に関する情報を収集し、更なる利用拡大に取り組む。

1（2）制度レビュー（③太平洋クロマグロ）

現在までの状況

【取扱事業者による届出関係】

令和６年改正法に基づき、**令和８年４月１日から**、**太平洋クロマグロの大型魚**を対象とする、漁獲量等報告義務違反漁獲物の流通防止のための規制が施行。これに向け、関係者への制度の周知を徹底。

- 令和７年３月以降、**約50回の説明会**を開催（**約4,000名**が参加）
- 地方自治体、関係事業者団体向けにチラシ、ポスターの配布（**約218,000枚**）
- **東京都水産物卸売業者協会や全国水産物卸売組合連合会の協力**を得て、取引先の事業者（豊洲市場に太平洋クロマグロを卸す事業者（約８千社））、仲卸からの買受人等への周知通知を配布
- **取扱事業者の届出数**（令和８年７月時点）**279件**

【漁船名等の伝達、取引等記録の作成・保存関係】

東京都及び長崎県において、**協議会が設立**され、**情報伝達ルールの周知・運用体制を整備**。

また、北海道、長崎県、宮城県等の産地市場等において、**システム改修**が実施されるとともに、**タブレット端末や電子秤等の導入**が進められるなど、主要産地における電子化の取組を促進。

さらに、大量漁獲時等の取引情報を関係者間で円滑に共有できるよう、**漁獲情報伝達サブシステムの機能強化**を実施。

【適法漁獲等証明書関係】

適法漁獲等証明書の交付枚数は540件（令和８年７月時点）。**事前申請から２日以内の交付を実現**。

今後の対応方向

引き続き、都道府県と協力し、制度の適正な執行に努めるとともに、**漁獲情報伝達サブシステムの利用**を促す。また、利用者から利便性に関する情報を収集し、更なる利用拡大に取り組む。

１（３）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し

1（3）指定基準・対象魚種の検証・見直し（①これまでの経緯）

○　特定第一種第一号水産動植物の対象魚種については、水産流通適正化推進法において、「**国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい**と認められるものであって、その**資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるもの**として農林水産省令で定めるもの」と定義

○　令和３年の水産流通適正化制度検討会議において、上記定義の判断基準である「**指定基準**」と、具体的な指標である「**指定基準の指標**」を決定。また、指定基準の指標、対象魚種については、施行から**2年程度ごとに検証・見直しを実施**することを決定。

＜指定基準、指定基準の指標（令和３年 水産流通適正化制度検討会議 決定）＞

※「→」以下が指定基準の指標
また、期間・数値は時点更新

○違法漁獲が実態上、深刻な問題となっている魚種を対象とすべきであることから、現に**漁業関係法令違反の件数が多い**ものや、**単価が高い**等違法漁獲により不正の利益を得やすいものであること

→① **検挙件数**：2015～2024年の対象魚種の平均検挙件数が2015～2024年の各年における主要魚種の検挙件数の中央値を平均した数値（27件）以上の魚種。

→② **1kg当たり単価**：2015～2024年の加重平均が2015～2024年の主要高級魚（漁業産出額統計の対象となる魚種のうち単価が上位1/3に入る魚種）の平均価格を平均した値（1,200円）以上の魚種。

○**生産額が一定規模以上**であり、容易に流通過程に混入することで適正な流通を脅かすものであること

→③ **漁業産出額**：2015～2024年の対象魚種の平均漁業産出額が2015～2024年の各年における漁業産出額統計の対象となる魚種の中央値を平均した数値（59億円）以上の魚種。

○資源状況が悪い魚種を対象とすべきであることから、**漁獲量が減少している**ものであること

→④ **漁獲量減少率**：2022～2024年の対象魚種の平均漁獲量が、2012～2014年の平均漁獲量と比較して33%（1/3）以上減少している魚種。

○事業者等の負担も考慮し、**実行可能性の観点から対応可能**であること

→⑤ 基準①～④に該当するものの中から、**実行可能性**の観点により優先順位をつけて対応。

1（3）指定基準・対象魚種の検証・見直し（②検証結果・対応方向）

基準該当性の検証

	アワビ	ナマコ	うなぎの稚魚	サザエ	イセエビ類	アサリ類	ハマグリ類	ウニ類	タコ類	サケ類	トコブシ
①検挙件数	129	39	36	378	123	93	92	69	37	27	27
②1kg当たりの単価（円）	8,188	2,537	182万	714	5,127	547	-	1,757	733	712	-
③漁業産出額（億円）	69	147	194	35	56	39	-	128	226	533	-
④漁獲量減少率（%）	-51%	-43%	-28%	-38%	-15%	-78%	-	-18%	-30%	-35%	-

↑2013～2015の統計がないため、2004～2006 の平均で算出

出典：
※1「沿岸海域等における水産動植物の採捕に係る漁業関係法令違反等の状況調査」（水産庁管理調整課）より算出
※2「海面漁業生産統計調査」（2015～2024年）及び「漁業産出額」（2015～2024年）を用い、加重平均単価を算出
※3「漁業産出額」（2015～2024年）より算出
※4「海面漁業生産統計調査」（2015～2024年）より算出

今後の対応方向

新たに指定基準の全てに該当する魚種はなく、**対象魚種の追加は行わない。**

また、**「うなぎの稚魚」**については、**指定基準に該当しない結果**となったが、**漁獲量減少率にのみ外れた**もの（平均漁獲量33%以上減の基準に対し、今回は28%減）であり、対象魚種とする**政策的必要性**がなくなったとは判断せず、**引き続き対象魚種としたい。**

※　**特定第一種第二号水産動植物**については、令和６年の水産流通の適正化推進会議の取りまとめにおいて、**太平洋クロマグロの大型魚の他には**、「法律上の定義に基づく想定に該当する魚種等がいないため、**当面その指定はしない**こととすること」とされている。

２．水産流通適正化制度（特定第二種水産動植物等）について

2（1）制度の概要

国際的なＩＵＵ（違法・無報告・無規制）漁業防止の観点から、輸入規制を講じる必要のある魚種（特定第二種水産動植物：**サバ、サンマ、マイワシ、イカ**）及びその加工品の輸入に際し、外国の政府機関等発行の証明書等の添付を義務付ける。

○　輸入時における適法採捕証明書の添付義務

→　特定第二種水産動植物等（サバ、サンマ、マイワシ、イカ及びこれらの加工品）を輸入する場合は、適法採捕を証する外国の政府機関発行の証明書（適法採捕証明書）等を添付

①　適法採捕証明書

採捕漁船が旗国の有効な漁業許可を有していること 及び 沿岸国又は国際的な枠組みの決定した水産資源の適切な保存・管理のための措置に違反して採捕されたものではないことを証する採捕漁船の旗国の政府機関により発行された証明書

②　加工申告書・保管申告書

第三国経由で輸入する場合に、当該第三国で加工又は積替え・保管したことを証する当該第三国の政府機関等により発行された申告書

③　宣誓書

旗国と日本との協議が継続中等のやむを得ない理由により当該国から証明書が発行されない場合に、輸入業者が必要事項を記載し、水産庁が確認・署名した書類（当該確認等には採捕漁船情報等に係る書類の提出が必要）

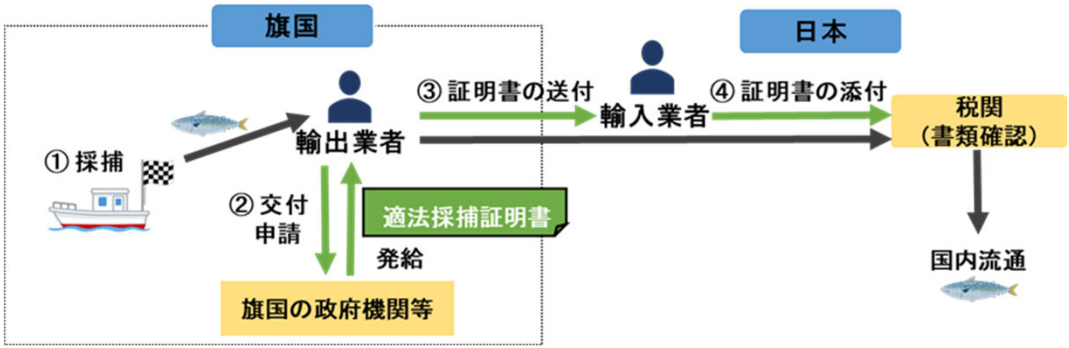
ア　適法採捕証明書の発行に向けては、旗国と日本との間で、当該国等の資源管理措置の確認や、証明書の様式等についての協議が必要。

イ　日本漁船が採捕した特定第二種水産動植物を第三国経由で輸入又は第三国に一旦輸出して加工した上で日本に輸入する場合は、日本が適法採捕証明書を発行することが必要。

ウ　宣誓書対応とする国等の決定、宣誓書についての確認・署名が必要。

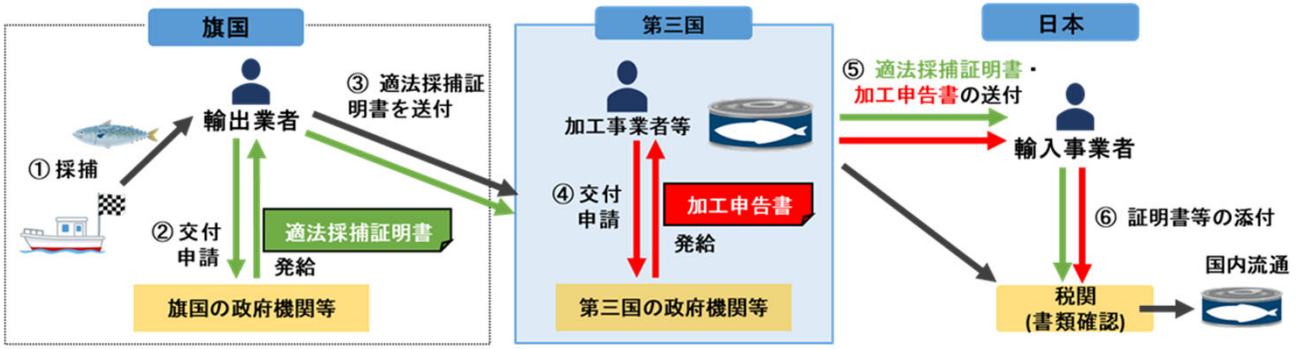
○　適法採捕証明書等発給から日本に輸入されるまでのフロー

【ケース１：旗国から直接日本に輸入する場合】旗国の政府機関が発給した「適法採捕証明書」が必要



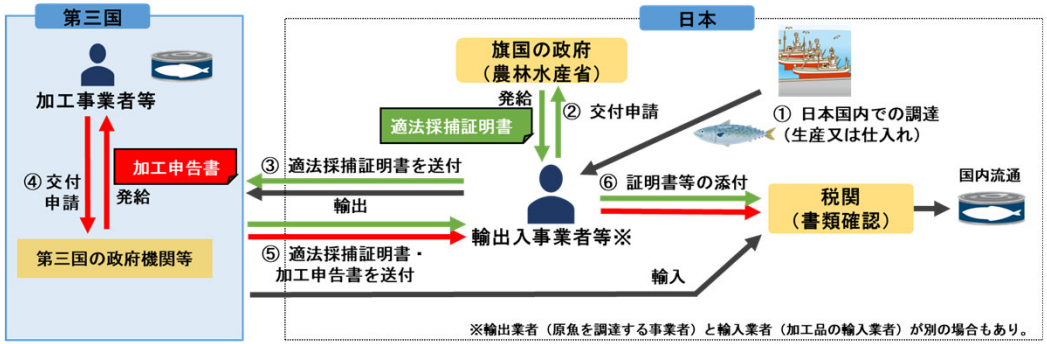
【ケース２：旗国以外の第三国経由で日本に輸入する場合】

旗国の政府機関が発給した「適法採捕証明書」及び第三国（加工地）政府機関等が発給した「加工申告書」が必要



【ケース３：国産原魚を海外で加工し日本に輸入する場合】

水産庁が発給する適法採捕証明書及び第三国（加工地）政府機関等が発給した加工申告書等の添付が必要



2（2）制度レビュー（①適法採捕証明書等の発行に向けた二国間協議関係）

現在までの状況

○　対象４魚種の輸入実績（制度開始時前の2018-21年）のあった**５５**の国・地域や、それ以外で協議の申し出があった**9**の国・地域の計**６４**の国・地域と順次、二国間協議を実施してきたが、日本側からの連絡に応じない国が**2**の国・地域あったため、協議対象から除外した。

	R6	R8	備考
協議完了	**４８**	**４９**	モーリタニアが「その他」から追加
協議継続中※１	**9**	**8**	アンゴラ、ロシア、キプロス、クロアチア、マルタ、リトアニア、フォークランド、ギリシャ
その他※２	**7**	**7**	ソマリア、ブラジル、UAE、イエメン、セネガル、バーレーン、ケニア（協議継続中から格下げ）
合計	**６４**	**６４**	

※１　制度実施に向けた協議が継続中であることから、宣誓書により輸入可能
※２　協議に向けたコンタクトに応じない、資源管理措置が確認できない等の国

○　制度開始直前の**輸入実績ベースで９割以上の国等との協議が完了**しており、また、協議が継続中で宣誓書により輸入が可能となっている国等も含めると、大半の輸入実績国等との間で本制度に基づく輸入が実施されていると評価できる。

今後の対応方向

○　引き続き、協議継続中の国等との協議を行っていく。
○　他方、**日本との二国間協議無しに適法採捕証明書の様式を変更している国がいくつかあることから、該当国等との協議を随時実施**していく。

2（2）制度レビュー（②我が国による適法採捕証明書の発行関係）

現在までの状況

○　我が国が発行する適法採捕証明書の交付枚数は、令和７年度が**1,582件**、令和８年８月時点で**965件**となっており、令和８年度は**2,316件**程度**（前年比46%増）**となる見込み。

○　多くは、東南アジア（タイ、ベトナム、フィリピン等）に、冷凍のサバ・イワシを輸出し、缶詰等に加工して再輸入するケースであり、本年はイワシの豊漁により件数が増えているものと推測。

○　本年は申請件数が増加しているものの、事業者への様式の記載方法の周知徹底、確認マニュアルの整備や決裁方法の簡略化など業務効率化を進めた結果、**全案件で申請から３日以内での発給**を実施。

○　適法採捕証明書は、**現在、全て紙ベースで申請・発行**を行っているが、産地段階の関係者と輸出業者等の**署名・押印が必要であり、関係各事業者の負担が非常に大きい**。

今後の対応方向

○　現在、**適法採捕証明書の申請・発給の電子化システム（JEXS）の開発を進めており、来年度リリースに向けて調整中**。リリース前には関係各事業者へ使用方法等について説明会を開催する予定。

【メリット】
・署名・押印の電子登録が可能となり、署名押印作業が迅速化
・過去の申請の再利用が可能となり、入力コストの削減
・修正指示がシステム上に表示され、明確化
・原本の郵送発送が不要となり、PDF原本の即DL可能

JEXS
輸出証明書システム
Japan Export　Certificate System

2（2）制度レビュー（③宣誓書の確認関係）

現在までの状況

○　宣誓書※の事前確認枚数は、令和７年度が**788件**、令和８年８月時点で**343件**となっており、令和８年度は**823件**程度（**前年比４%増**）となる見込み。

※　輸入元の国等との間の協議が継続中等のやむを得ない理由により当該国等から適法採捕証明書が発行されない場合は、例外的な措置として、輸入業者が必要事項を記載し、水産庁が確認・署名した宣誓書を輸入時に添付することで通関可能

○　事業者への宣誓書の記載方法の周知徹底や、確認マニュアルの整備や決裁方法の簡略化など業務効率化を進めた結果、**全案件で申請から２日以内での確認**を実施。

○　宣誓書対応となっている最も多い理由として、**97%が「EU向け漁獲証明書が発給されているため、旗国から日本向けの適法採捕証明書発行の協力が得られなかったこと」、３%が協議継続中の国（ロシア、フォークランド諸島）からの輸入**であった。

今後の対応方向

○　引き続き、宣誓書の迅速な確認を行うとともに、協議継続中の国との協議を行っていく。

２（３）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し

（①これまでの経緯）

２（３）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し
（①これまでの経緯）

○　特定第二種水産動植物の対象魚種については、水産流通適正化法において、「我が国に輸入される水産動植物のうち、**外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれが大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるもの**として農林水産省令で定めるもの」と定義。

○　令和３年の水産流通適正化制度検討会議において、上記定義の判断基準である「**指定基準**」と、具体的な判断基準である「**指定基準の指標**」を決定。また、**指定基準の指標**と**対象魚種**については、施行から**２年程度ごとに検証・見直しを実施。**

○　令和６年の水産流通の適正化推進会議において、次ページ以降のとおり、**「指定基準の指標」を見直す**とともに、**「対象魚種の検証結果」を取りまとめ。**

２（３）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し
（①これまでの経緯）

＜指定基準、指定基準の指標（令和６年 水産流通の適正化推進会議 見直し後）＞

※「→」以下が指定基準の指標
また、期間・数値は時点更新

基準１：外国漁船によって外国法令に反して<u>IUU漁業が行われるおそれが大きいもの</u>

→　我が国同様の輸入監視制度を持つEU、米国政府発行のレポートの確認等を行い、スクリーニングを行う魚種について具体的なIUU漁業リスクを検討

基準２：<u>資源状況が悪い</u>、<u>地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理</u>が行われている又は<u>重量当たり単価が高い</u>もの

→　以下のいずれかに該当するもの

①　FAOの漁獲データにおいて2021～2023年の対象魚種の世界の平均漁獲量が、2006～2008年の世界の平均漁獲量と比較して20%以上減少しているもの

②　我が国周辺海域において地域漁業管理機関（RFMO)等による資源管理措置が行われているもの（NPFC、NPAFC、WCPFC）

③　１kg当たり単価が高いもの：2014～2023年の主要高級魚（漁業産出額統計の対象となる魚種のうち単価が上位1/3に入る魚種）の平均価格を平均した値（1,200円）以上の魚種

基準３：日本に<u>一定量以上の輸入</u>がなされている又は<u>輸入が急増</u>しているもの

→　輸入額が一定額以上（10億円）又は、輸入額が１億円以上で、過去３年間と比較して輸入額が20%以上増加したもの

基準４：法執行体制その他の法施行準備の観点から<u>実行可能であるもの</u>

→　法執行に従事する政府関係者等の体制等を勘案して判断（※執行能力の観点から、他の制度でIUU漁業の抑止を目的とした輸入規制が行われているもの（国際的な取決めが進展中のものを含む。）、輸入の大半を養殖ものが占める等で実効性が低いもの等は除外）

２（３）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し
（①これまでの経緯）

＜対象魚種の検証結果（令和６年 水産流通の適正化推進会議 取りまとめ）＞

（ｉ）直ちに新たな対象魚種に指定する魚種はないが、**ヨシキリザメ、アオザメ等**※１については、**指定基準の指標への該当**※２**が確認されれば、関係者の意見を聞きつつ**、対象魚種への指定に向け、**規制実施の実効的な方法等の検討**を進める。

※１　サメのうち、**外為法の規制対象外のもの（CITES（ワシントン条約）留保種）**
※２　指定基準１～４のうち、**基準３の輸入額**（輸入額が10億円以上 又は 輸入額が1億円以上で増加率が20%以上）への該当性

（ii）エビ、ビンナガについては、リスクの度合いや指定基準の指標への該当性を特に注視していく。

（iii）それ以外の魚種については、既存の規制措置の実施状況も含めリスクの度合い等について関心を持って情報収集に努めていく。

○　今回の検証・見直しにおいては、**令和６年の「対象魚種の検証結果」取りまとめ**に基づき、

・特に**「ヨシキリザメ、アオザメ等」**について、**対象魚種への指定に係る検討**を行うとともに、

・それ以外の魚種についても、**IUU漁業リスク検証の強化**の取組を踏まえ、**リスクの度合いや指定基準の指標への該当性を検証**。

２（３）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し

（②「ヨシキリザメ、アオザメ等」に係る検討）

２（３）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し
（②「ヨシキリザメ、アオザメ等」に係る検討）

基準該当性の検証、関係者への意見聴取等

【指定基準３の指標への該当性】

○　「ヨシキリザメ、アオザメ等」については、独立した輸出入統計品目番号（HSコード）がなく、**品目ごとの輸入額が明らかでなかった**ため、これまで、**指定基準３（輸入額10億円以上 等）への該当性が判断できなかった**。

○　一方、令和５年11月に「ヨシキリザメ」に係るCITES規制が発行されたことに伴い、令和７年に**CITESのトレードデータベース**において「ヨシキリザメ」の我が国への輸入量が初めて公表されたところ、**「ヨシキリザメ」が指定基準３に該当する可能性が高い**ことを確認。

【関係者への意見聴取・実態確認】

○　ヨシキリザメの**主な輸入事業者への意見聴取・輸入実態の確認**を実施。

○　その結果、聞き取りをした**全ての輸入事業者**において、**輸入したヨシキリザメに係るCITES許可書（適法採捕を証する外国の政府機関発行の証明書）を自主的に入手・確認**していることを確認。

【我が国への「ヨシキリザメ」の輸出国】

○　現在、我が国に「ヨシキリザメ」を輸出している国は５カ国であり、**全てCITES締結国**。

【その他】

○　対象魚種の追加による規制実施に当たっては、①**「ヨシキリザメ」に係る新たなHSコード**が必要、また、②**輸出国・旗国**に対し、既存のCITES許可書とは別に、**適法採捕証明書等の発行に向けた調整**が必要

2（3）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し
（②「ヨシキリザメ、アオザメ等」に係る検討）

今後の対応方向

○　「ヨシキリザメ」については、**指定基準３への該当性が確認**されたものの、

・　我が国への**「ヨシキリザメ」の輸出国は全てCITES締結国**であり、**輸出の際は、CITES許可書（適法採捕を証する外国の政府機関発行の証明書**）の添付が義務付けられていること

・　聞き取りをした全ての**輸入事業者**において、輸入した「ヨシキリザメ」に係る**CITES許可書が自主的に入手・確認**されていたこと

から、指定基準４※に定める「IUU漁業の抑止を目的とした輸入規制」ではないものの、既にそれに準じた**IUU漁業リスクの抑制**が行われており、事業者の負担増、政府関係者の執行体制も勘案し、**指定基準４には該当しないと判断、直ちに対象魚種には追加しない**こととしたい。

※基準４：法執行体制その他の法施行準備の観点から実行可能であるもの
→　法執行に従事する**政府関係者等の体制等を勘案して判断**（※執行能力の観点から、**他の制度でIUU漁業の抑止を目的とした輸入規制が行われているもの**（国際的な取決めが進展中のものを含む。）、輸入の大半を養殖ものが占める等で実効性が低いもの等は除外）

○　一方、聞き取りを行ったのは輸入事業者の一部であり、また、輸入事業者において、CITES許可書の自主的な入手・確認が継続される制度上の担保も無いため、直ちに対象魚種には追加しないものの、**今後、輸入実態、輸入事業者によるCITES許可書の自主的な確認状況等を継続して調査**することとしたい。

（参考）水産流通適正化法、外為法による輸入規制との違い

	輸出国側の手続		輸入国（日本）側の手続	
	主体	内容	主体	内容
水産流通適正化法による輸入規制	**輸出国政府**	**適法採捕証明書（適法採捕を証する外国の政府機関発行の証明書）**等の発行	**日本国政府（税関）**	**通関時の適法採捕証明書等の確認**
外為法による輸入規制（CITES締結国同士の場合）	**輸出国政府**	**CITES許可書（適法採捕を証する外国の政府機関発行の証明書）**等の発行	**日本国政府（税関）**	**通関時のCITES許可書等の確認**
「ヨシキリザメ」（CITES留保種）の場合 ※	**輸出国政府**	**CITES許可書（適法採捕を証する外国の政府機関発行の証明書）**等の発行	輸入事業者	自主的なCITES許可書等の確認

※　輸出国政府は留保せず、輸入国政府（日本国政府）が留保している場合

２（３）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し

（③その他の魚種に係る検討）

２（３）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し（③その他の魚種に係る検討）

○　**その他の魚種**については、令和６年の水産流通の適正化推進会議と同様に、以下の手順で検討を行う。

１　**基準１の指標（ＩＵＵ漁業実態の報告状況）**について、我が国同様の輸入監視制度を持つＥＵ、米国政府発行のレポートの確認等を行い、スクリーニングを行う魚種についてできる限り具体的に我が国に影響を与えうるＩＵＵ漁業リスクを検討（**リスクを以下①～③に分類**）

①リスクの可能性はあるがその度合いが不明（次頁以降の表中、黄色で表示）
IUU漁業由来のものが一定程度あると推定されている又はRFMOのIUU船舶リストが作成されている（漁獲魚種は不明）ものの、具体のIUU漁業違反事案が報告されていないもの

②リスクはあるが我が国に与える影響が不明（次頁以降の表中、オレンジ色で表示）
IUU漁業に関連する違反事案等が確認されているものの、違反が軽微又は違反漁船の旗国から我が国への輸入実態がほぼない等により、我が国に与える影響が不明なもの

③我が国への影響も含めリスクが高い可能性（次頁以降の表中、赤色で表示）
IUU漁業に関連する重大な違反事案等が確認されており、違反漁船の旗国から我が国への輸入実績が多いもの

２　**基準２～基準４**の指標の該当性についてスクリーニングを行う。

３　１、２の結果を踏まえ、対象魚種の方向性について、次のように判断する。

ア　１で③高リスクと判断され、２で基準２－４の指標に全て該当する魚種
→　新たな対象魚種に指定する方向で検討（関係者の意見を聞きつつ、対象魚種の指定に向け、規制実施の実効的な方法等を検討）

イ　１で③高リスクと判断されたものの、２で一部の基準の指標にしか該当していない魚種及び、**１で②中程度のリスクと判断されたものの、２で全ての基準の指標に該当する魚種**
→　今後も、リスクの度合いや指定基準の指標への該当性を特に注視

ウ　その他の魚種
→　引き続き、既存の規制措置の実施状況も含めリスクの度合い等について関心を持って情報収集に努める

2（3）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し（スクリーニング結果①）

※以下は基準３に該当する魚種のうちIUU漁業関連レポート等に記載があるもの等を抽出

指定基準	指標	ビンナガ	イセエビ・ロブスター	カツオ	アジ	キンメダイ
1. 外国漁船によって外国法令に反してＩＵＵ漁業が行われるおそれが大きいもの	①ＩＵＵ漁業が確認されている（海外の政府レポートを詳細に確認してリスク評価）	EUのIUU規則におけるカーディング制度において、セネガルをイエローカードに指定。ICCAT枠を超えたメカジキ（311トン）、ビンナガ（579トン）の違法な洋上転載によってEUへ輸出されたことにより、非協力国として特定したと報告。	（2026年追記）カリブイセエビは、執行能力および漁獲証明制度の不足、違反履歴、IUU漁業報告の増加を理由に、SIMP追加候補とされた。2023年には、カリブ海及び中米諸国から輸入した活イセエビ50万ポンド超を米国産と偽装し中国へ再輸出した事件で、被告に35万ドルの刑事罰および60か月の保護観察が科された。また、バハマにおける違法または無規制のロブスター漁獲が、総水揚げ量の約36%を占めるとの推計があり、実際の検挙事例もある。カナダ船による米国水域内でのロブスター漁について、カナダ当局がロブスターかごを押収した。	カツオを含むまぐろ類を管理するWCPFCにおいて、IUU漁船リストが作成されている。	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書（2021年）（米国下院委員会へのUSITC（米国国際貿易委員会）報告）において、アフリカでの中国漁船のアジの違法操業の可能性を報告。 また、冷水養殖の餌として用いられるアジのIUU漁獲物の割合は、23.4%と推定。	キンメダイを含む魚種を管理するNPFCにおいて、IUU漁船リストが作成されている。
2. 資源状況が悪い又は地域漁業管理機関（ＲＦＭＯ）等による資源管理が行われている又は重量当たり単価が高いもの	②－１ 漁獲量減少率が20%以上	× 2%減	× 17%増	× 18%増（カツオのみ）	○ 24%減	○ 42%減
	②－２ 我が国周辺海域にて地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理措置が行われている。	WCPFC ・漁船登録 ・漁獲努力量制限 ・漁獲量と漁獲努力量の報告	-	WCPFC ・漁船登録 ・漁船隻数の制限 ・漁獲努力量制限 ・漁獲物の保持	-	NPFC ・漁船登録 ・漁具の制限 ・漁獲努力量制限 ・禁漁期間の設定 ・禁漁区の設定
	②－３ １kg当たり単価(円/kg)が高い（1,200円以上）	× 383	○ 5,048	× 263	× まあじ　234 むろあじ類　134	不明
3. 日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの	③輸入額が10億円以上又は輸入額が1億円以上で増加率が20%以上	○ （86億円、24%増）	○ （80億円、15%減）	○ （409億円、68%増）	○ （28億円、34%減）	○ （11億円、9%減）
4. 法執行体制その他の法施行準備の観点から実行可能であるもの	④他の制度で同様の規制はない（国際的な取り決めが進展中）等、または、輸入の大半を養殖ものが占める等で、実効性が低いものは除外）	他に同様の輸入規制は無い	他に同様の輸入規制は無い	他に同様の輸入規制は無い	他に同様の輸入規制は無い	他に同様の輸入規制は無い

2（3）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し（スクリーニング結果②）

※以下は基準３に該当する魚種のうちIUU漁業関連レポート等に記載があるもの等を抽出

指定基準	指標	ギンダラ	タラ	タコ	ヒラメ・カレイ	カラフトシシャモ
1. 外国漁船によって外国法令に反してＩＵＵ漁業が行われるおそれが大きいもの	①ＩＵＵ漁業が確認されている（海外の政府レポートを詳細に確認してリスク評価）	（2026年追記）ギンダラを含む魚種を管理するNPFCにおいて、IUU漁船リストが作成されている。	IUU漁業告発に関するSAFE法（Maritime Security and Fisheries Enforcement Act）の省庁間ワーキンググループの議会報告書（2024年）において、2022年中のNOAAによる取締り実績において、米国輸入業者による大西洋ダラの報告ミス（国外でのサプライチェーン上の不正確な記載等）が多数報告されており、警告を発出との報告。 （2026年追記）2023年でも、米国輸入業者による大西洋ダラの報告ミスへの対応は依然としてある。	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書（2021年）（米国下院委員会へのUSITC（米国国際貿易委員会）報告）において、2019年の米国輸入水産物について、幾つかのIUUリスク分析の論文を用いた試算を実施。米国に輸入されたタコの約33.1%がIUU由来であると推定。加工品についての試算なし。 （2026年追記）NMFSは、イカとの魚種偽装の可能性、執行能力・漁獲証明制度の不足、漁業違反履歴及び虚偽表示を理由にタコのSIMP追加を提案した根拠として、スペインでの規制サイズ未満のタコ35kgの押収、モロッコで組織的な違法漁業・密輸によりタコ個体群が60%減少したとの外部報告、メキシコ湾での違法漁業等を挙げた。ただし、規則案は2023年に撤回され、タコは現行SIMP対象には含まれていない。	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書（2021年）（米国下院委員会へのUSITC（米国国際貿易委員会）報告）において、米国に輸入されたヒラメ・カレイの一部が、中国遠洋漁船がアフリカ西部沿岸域で漁獲したIUU由来であると推定。	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書（2021年）（米国下院委員会へのUSITC（米国国際貿易委員会）報告）において、冷水養殖の餌として用いられるシシャモのIUU漁獲物の割合は、3.9%と推定。
2. 資源状況が悪い又は地域漁業管理機関（ＲＦＭＯ）等による資源管理が行われている又は重量当たり単価が高いもの	②－１ 漁獲量減少率が20%以上	× 21%増	× 2%増	× 4%増	× 14%減	× 55%増
	②－２ 我が国周辺海域にて地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理措置が行われている。	北東太平洋公海の海山で行われるギンダラ漁業は、CMM 2019-10によりNPFC対象 ・漁船登録 ・漁船隻数の制限 ・漁具の制限 ・漁獲量制限 ・漁獲努力量制限 ・禁漁期間の設定	-	-	-	-
	②－３ １kg当たり単価(円/kg)が高い（1,200円以上）	不明	× まだら247、スケトウ71	× 697	× ひらめ1,024 かれい類393	× 不明
3. 日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの	③輸入額が10億円以上又は輸入額が1億円以上で増加率が20%以上	○ （143億円、14%増）	○ （1001億円、6%減）	○ （530億円、9%減）	○ （270億円、0%増）	○ （80億円、8%減）
4. 法執行体制その他の法施行準備の観点から実行可能であるもの	④他の制度で同様の規制はない（国際的な取り決めが進展中）等、または、輸入の大半を養殖ものが占める等で、実効性が低いものは除外）	他に同様の輸入規制は無い	他に同様の輸入規制は無い	他に同様の輸入規制は無い	他に同様の輸入規制は無い	他に同様の輸入規制は無い

2（3）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し（スクリーニング結果③）

※以下は基準３に該当する魚種のうちIUU漁業関連レポート等に記載があるもの等を抽出

指定基準	指標	ウニ	ニシン	メヌケ	クラゲ
1. 外国漁船によって外国法令に反してＩＵＵ漁業が行われるおそれが大きいもの	①ＩＵＵ漁業が確認されている（海外の政府レポートを詳細に確認してリスク評価）	（2026年追記）具体的なIUU漁業事例や推定が報告されておらず、RFMOのIUU船舶リストも作成されていない。（2023年に米国への輸入申告違反が3事例あるのみ）	（2026年追記）具体的なIUU漁業事例や推定が報告されておらず、RFMOのIUU船舶リストも作成されていない。（2022年にバルト海産ニシンを米国産と産地偽装し米国からカナダへ輸出した事例があるのみ）	（2026年追記）具体的なIUU漁業事例や推定が報告されておらず、RFMOのIUU船舶リストも作成されていない。	（2026年追記）具体的なIUU漁業事例や推定が報告されておらず、RFMOのIUU船舶リストも作成されていない。
2. 資源状況が悪い又は地域漁業管理機関（ＲＦＭＯ）等による資源管理が行われている又は重量当たり単価が高いもの	②－１ 漁獲量減少率が20%以上	○ 30%減	○ 22%減	× 25%増	○ 37%減
	②－２ 我が国周辺海域にて地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理措置が行われている。	-	-(ノルウェーの春産卵ニシンのみ、沿岸国協議とNEAFC)	アラメヌケ（Sebastes melanostictus）とrougheye rockfish（Sebastes aleutianus）が、ギンダラの混獲魚のためギンダラの管理措置と連動してNPFC対象 ・漁船登録 ・漁具の制限 ・漁獲量制限 ・漁獲努力量制限 ・禁漁期間の設定	-
	②－３ １kg当たり単価(円/kg)が高い （1,200円以上）	○ 1,644	× にしん　135	不明	不明
3. 日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの	③輸入額が10億円以上又は輸入額が1億円以上で増加率が20%以上	○ （288億円、1%増）	○ （105億円、33%増）	○ （49億円、30%減）	○ （25億円、2%減）
4. 法執行体制その他の法施行準備の観点から実行可能であるもの	④他の制度で同様の規制はない（国際的な取り決めが進展中）等、または、輸入の大半を養殖ものが占める等で、実効性が低いものは除外）	他に同様の輸入規制は無い	他に同様の輸入規制は無い	他に同様の輸入規制は無い	他に同様の輸入規制は無い

2（3）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し（スクリーニング結果④）

※以下は基準３に該当する魚種のうちIUU漁業関連レポート等に記載があるもの等を抽出

指定基準	指標	エビ（イセエビ・ロブスター除く）	アワビ	イガイ	サケ・マス	カニ
1. 外国漁船によって外国法令に反してＩＵＵ漁業が行われるおそれが大きいもの	①ＩＵＵ漁業が確認されている（海外の政府レポートを詳細に確認してリスク評価）	SIMPに関する議会報告書（2023）において、以下の２点を報告。①SIMP違反及び報告データへの集中調査により、エビカメ法違反含め、計約70トン（ベトナム・中国）のエビの輸入を拒否したほか、②NOAA（商務省海洋漁業局）主導の2023会計年度中の刑事・民事調査を通じ、SIMP及びその他の漁業規制違反により、中国からの輸入品計約18トンの押収を報告。 （2026年追記）米国は、2022年、ガンビア産の天然エビについてエビカメ法及びSIMP違反による押収、ミャンマー、ベトナム産の天然エビについてエビカメ法違反による輸入拒否を行った。	SIMPに関する議会報告書（2023）において、NOAA（商務省海洋漁業局）主導の2023会計年度中の刑事・民事調査を通じ、SIMP及びその他の漁業規制違反により、南アフリカからの輸入品10kgの押収を報告。	（2026年追記）具体的なIUU漁業事例や推定が報告されておらず、RFMOのIUU船舶リストも作成されていない。	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書（2021年）（米国下院委員会へのUSITC（米国国際貿易委員会）報告）において、2019年の米国輸入水産物について、幾つかのIUUリスク分析の論文を用いた試算を実施。米国に輸入される太平洋サケのうち、約9.3%がIUU由来であると推定。特に、ロシア産のカムチャッカ半島のサーモンのベニザケのリスクが高いと報告。	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書（2021年）（米国下院委員会へのUSITC（米国国際貿易委員会）報告）において、2019年の米国輸入水産物について、幾つかのIUUリスク分析の論文を用いた試算を実施。米国に輸入されたワタリガニの28.4%、タラバガニの約16.3%がIUU由来であると推定。加工品についての試算なし。
2. 資源状況が悪い又は地域漁業管理機関（ＲＦＭＯ）等による資源管理が行われている又は重量当たり単価が高いもの	②－１ 漁獲量減少率が20%以上	× 6%減	○ 53%減	○ 57%減	× 7%増	× 19%増
	②－２ 我が国周辺海域にて地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理措置が行われている。	-	-	-	NPAFC ・漁獲の禁止	-
	②－３ １kg当たり単価(円/kg)が高い （1,200円以上）	○ くるまえび5,266 その他のえび類1,301	○ 7,992	不明	× さけ653 ます420	○ ずわいがに　3,730 がざみ類　1,143 べにずわいがに　404 その他かに類　2,169
3. 日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの	③輸入額が10億円以上又は輸入額が1億円以上で増加率が20%以上	○ （3,071億円、5%増）	○ （89億円、14%減）	○ （22億円、24%増）	○ （3,228億円、10%増）	○ （840億円、7%減）
4. 法執行体制その他の法施行準備の観点から実行可能であるもの	④他の制度で同様の規制はない（国際的な取り決めが進展中）等、または、輸入の大半を養殖ものが占める等で、実効性が低いものは除外）	一部天然漁獲ものがあるものの、養殖ものが輸入の大半を占めることから、制度の実効性は低い	養殖物が輸入の大半を占めることから、制度の実効性は低い	養殖物が輸入の大半を占めることから、制度の実効性は低い	外為法で規制あり 養殖物が輸入の大半を占めることから、制度の実効性は低い	外為法で規制あり （ロシア原産カニ）

2（3）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し（スクリーニング結果⑤）

※以下は基準３に該当する魚種のうちIUU漁業関連レポート等に記載があるもの等を抽出

指定基準	指標	クロマグロ	メバチ	キハダ	ミナミマグロ	カジキ	ウナギ（シラスウナギ含む）
1. 外国漁船によって外国法令に反してＩＵＵ漁業が行われるおそれが大きいもの	①ＩＵＵ漁業が確認されている（海外の政府レポートを詳細に確認してリスク評価）	ICCAT（大西洋まぐろ類保存国際委員会）のIUU漁船リストにおいて、ICCATの大西洋クロマグロ割当を持たない国籍不明船による違法漁獲の報告。 （2026年追記）スペイン船団が2018年にセーシェルに関係するマグロ漁獲枠を13,000トン超、約30%超過したと報告（ただし、枠超過はマグロ類全体についての記述であり、クロマグロ単独の数量ではない）。また同年、スペイン当局は、不法由来の大西洋クロマグロ約80トンを押収し、水産養殖企業の関係者を含む79人を逮捕した。犯罪組織は年間約1,250万ユーロ相当のクロマグロを密輸していた疑いがある。	メバチを含むまぐろ類を管理するWCPFCにおいて、IUU漁船リスト が作成されている。	キハダを含むまぐろ類を管理するWCPFCにおいて、IUU漁船リストが作成されている。	（2026年追記） 具体的なIUU漁業事例は報告されていない。	EUのIUU規則におけるカーディング制度において、セネガルをレッドカードに指定。ICCAT枠を超えたメカジキ（311トン）、ビンナガ（579トン）の違法な洋上転載によってEUへ輸出されたことにより、非協力国として特定したと報告。 （2026年追記）アンゴラによる大西洋カジキ類の漁獲未報告、グレナダによるクロカジキ、シロカジキ及び北大西洋メカジキの過剰漁獲・報告不備が指摘されている。 また、グレナダは2023年、無割当のメカジキ16.2トン、上限を大幅に超えるクロカジキ68.3トン及びシロカジキ12.66トンを陸揚げした。また、モロッコ籍漁船を含む6隻による地中海での禁止流し網使用も確認された。	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書（2021年）（米国下院委員会へのUSITC（米国国際貿易委員会）報告）において、2019年の米国輸入水産物について、幾つかのIUUリスク分析の論文を用いた試算を実施。養殖用の水産物輸入（主にシラスウナギ）について、約29.0%がIUU由来であると推定。 （2026年追記）CITES第20回締約国会合において、各国にウナギ属の保存管理を促す「ウナギ属の取引、保全及び管理に関する決議」がコンセンサスで採択。
2. 資源状況が悪い又は地域漁業管理機関（ＲＦＭＯ）等による資源管理が行われている又は重量当たり単価が高いもの	②－１ 漁獲量減少率が20%以上	× 8%減	× 17%減	× 32%増	× 45%増	× 9%減	成魚含めた統計では71%減
	②－２ 我が国周辺海域にて地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理措置が行われている。	WCPFC （太平洋クロマグロ） ・漁船登録 ・漁獲量制限 ・漁獲努力量制限 ・漁獲努力量と漁獲水準の報告	WCPFC ・漁船登録 ・漁船隻数の制限 ・漁獲努力量制限 ・漁獲物の保持	WCPFC ・漁船登録 ・漁船隻数の制限 ・漁獲努力量制限 ・漁獲物の保持	CCBST	WCPFC （メカジキ） ・漁船登録 ・漁獲努力量制限 ・漁獲量と漁獲努力量の報告	-
	②－３ １kg当たり単価(円/kg)が高い（1,200円以上）	○ 2,213	× 1053	× 548	○ 1,900	× 888	○ 1,816,725
3. 日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの	③輸入額が10億円以上又は輸入額が1億円以上で増加率が20%以上	○ （693億円、5%減）	○ （605億円、3%増）	○ （480億円、8%増）	○ （175億円、19%増）	○ （65億円、4%増）	853億円（成魚含）、14%減
4. 法執行体制その他の法施行準備の観点から実行可能であるもの	④他の制度で同様の規制はない（国際的な取り決めが進展中）等、または、輸入の大半を養殖ものが占める等で、実効性が低いものは除外）	外為法で規制あり	外為法で規制あり	外為法で規制あり	外為法で規制あり	外為法で規制あり	・ニホンウナギについては、国際的な取り決めが進捗中（非公式協議） ・他に同様の輸入規制は無い（ヨーロッパウナギについては、外為法で規制あり）。

2（3）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し（スクリーニング結果⑥）

指定基準	指標	サメ	サバ	サンマ	マイワシ	イカ
1. 外国漁船によって外国法令に反してＩＵＵ漁業が行われるおそれが大きいもの	①ＩＵＵ漁業が確認されている（海外の政府レポートを詳細に確認してリスク評価）	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書（2021年）（米国下院委員会へのUSITC（米国国際貿易委員会）報告）において、アフリカ、南米海域の沿岸国が、中国漁船のサメ、サメヒレの違法操業の取り締まりを報告。また、海洋HLPプログレスレポート（2024）において、スリランカ税関がサメヒレ（300キロ）の違法輸入を確認したと報告。さらに、SIMPに関する議会報告書（2023）において、NOAAは7,590kgのサメ肉（旗国不明）をSIMP違反で押収したことを報告。 (2026年追記） 米国議会報告書では、中国籍漁船について、2020年から2022年にWCPFC、IATTC及びICCATのサメ完全利用・フィニング禁止等の保存管理措置に違反したとの申立てがあり、中国が適切な是正措置を講じなかったとしてIUU漁業を「特定」した。また、台湾籍漁船9隻にも同様の違反申立てがあり、台湾当局が処分した3隻のうち1隻は、2024年6月の追跡検査でサメ関連措置への再違反が確認され、船長への再度の罰金及び船員証明書の14か月停止処分を受けた。さらに、2022年には中国籍漁船によるガボンEEZ内でのフィニング、2023年にはWCPFC公海臨検におけるフィニング等の潜在的違反が報告された。	サバを含む魚種を管理するNPFCにおいて、サバに関係するIUU漁船がリスト掲載されているが、我が国に与える影響が不明。	サンマを含む魚種を管理するNPFCにおいて、IUU漁船リストが作成されているが、サンマに関係するIUU漁船や具体的なIUU漁業事例が報告されていない。	マイワシを含む魚種を管理するNPFCにおいて、IUU漁船リストが作成されているが、マイワシに関係するIUU漁船や具体的なIUU漁業事例が報告されていない。	（2026年追記）アカイカ・スルメイカを含む魚種を管理するNPFCにおいて、IUU漁船リスト が作成されている。中国遠洋イカ漁船については、アルゼンチンEEZ内での違法操業事例が確認されている。また、北西インド洋のRFMO管理空白海域で、無規制イカ漁船が2015年の30隻から2019年の279隻へ830%増加。
2. 資源状況が悪い又は地域漁業管理機関（ＲＦＭＯ）等による資源管理が行われている又は重量当たり単価が高いもの	②－１ 漁獲量減少率が20%以上	× 9%増、ヨシキリは47%増	× 23%増	○ 79%減	× 27%増	× 10%減
	②－２ 我が国周辺海域にて地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理措置が行われている。	WCPFC ・漁船登録 ・ヒレ切りの禁止 ・混獲の最小化と安全なリリース その他、各RFMOにて様々な管理が規定されている。	NPFC ・漁船登録 ・漁船隻数の制限 ・漁獲努力量制限	NPFC ・漁船登録 ・漁船隻数の制限 ・漁獲量制限 ・漁獲努力量制限 ・禁漁期間の設定 ・禁漁区の設定	NPFC ・漁船登録 ・漁船隻数の制限 ・漁獲努力量制限	NPFC アカイカ、スルメイカ ・漁船登録 ・漁船隻数の制限 ・漁獲努力量制限
	②－３ １kg当たり単価(円/kg)が高い（1,200円以上）	× 156	× 97	× 231	× 51	× するめいか　480 あかいか　512 その他いか類　766
3. 日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの	③輸入額が10億円以上又は輸入額が1億円以上で増加率が20%以上	○ （22億円、5%減） 貿易統計とCITES Trade databaseから推計すると、ヨシキリザメの令和６年輸入額が10億を超える可能性がある。	○ （571億円、25%増）	○ （18億円、19%減）	○ （35億円、2%減）	○ （1230億円、3%増）
4. 法執行体制その他の法施行準備の観点から実行可能であるもの	④他の制度で同様の規制はない（国際的な取り決めが進展中）等、または、輸入の大半を養殖ものが占める等で、実効性が低いものは除外）	外為法で規制あり （ヨシキリ、アオザメ等除く）	水産流通適正化の他に同様の輸入規制は無い	水産流通適正化の他に同様の輸入規制は無い	水産流通適正化法他に同様の輸入規制は無い	水産流通適正化法の他に同様の輸入規制は無い

2（3）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し（スクリーニング結果まとめ①）

	基準１（IUU漁業リスク分析）への該当性			基準２～４への該当性
	①リスクの可能性はあるがその度合いが不明	②リスクはあるが我が国に与える影響が不明	**③我が国への影響も含めリスクが高い可能性**	
アジ	○			○
カツオ	○			○
キンメダイ	○			○
ギンダラ	○（※）			○（※）
カニ	○			×（外為法で規制）
カラフトシシャモ	○			×
タコ	○			×
タラ	○（※）			×
ヒラメ・カレイ	○			×
サケ・マス	○			×（外為法で規制）
メバチ	○			×（外為法で規制）
キハダ	○			×（外為法で規制）
イセエビ・ロブスター		○		○
ビンナガ		○		○
エビ（イセエビ・ロブスター除く）		○		×（養殖ものが輸入の大半）
アワビ		○		×（養殖ものが輸入の大半）
クロマグロ		○（※）		×（外為法で規制）
カジキ		○		×（外為法で規制）
ウナギ（シラスウナギ含む）		○（※）		×（国際的な取決めが進展中）
サメ			○	×（継続調査）
既存対象魚種：サンマ	○			○
既存対象魚種：マイワシ	○			○
既存対象魚種：サバ		○		○
既存対象魚種：イカ			○	○

※　令和６年の推進会議での検証時は該当せず、**今回の検証で該当**した 又は**今回の検証でリスクを引き上げた**とものの

２（３）指定基準の指標、対象魚種の検証・見直し（スクリーニング結果まとめ②）

基準１（IUU漁業リスクの分析）、基準２～４への該当性の結果を踏まえた検証結果について

① **基準１で高リスクと判断され、基準２～４の指標に全て該当する魚種**
→ （イカ）

② **基準１で高リスクと判断されたものの、基準２～４で一部の基準の指標にしか該当していない魚種、及び、基準１で中程度のリスクと判断されたものの、基準２～４で全ての基準の指標に該当する魚種**
→ イセエビ・ロブスター、ビンナガ、（サバ）

③ **その他の魚種**
→ 上記以外の今般スクリーニングした全ての魚種

以上を踏まえ、「ヨシキリザメ、アオザメ等」以外の**その他の魚種**について、**今般の検証結果は以下のとおり**としたい。

① **直ちに新たな対象魚種に指定する方向で検討する魚種はない**。

② **イセエビ・ロブスター、ビンナガ**については、**リスクの度合いや指定基準の指標への該当性を特に注視**。

③ 現行の輸入規制対象の４魚種のうち、**イカ**については、引き続き各指定基準に該当。
また、**サバ、サンマ**及び**マイワシ**については、具体的なIUU漁業事例が報告されていないことから**指定基準１に該当しない結果**となったが、対象魚種とする政策的必要性がなくなったとは判断せず、**引き続き対象魚種とする**。

④ それ以外の魚種については、リスクの度合い等関心を持って情報収集に努める。

２（４）海外からのIUU漁業由来水産物の国内市場への流入防止に関するガイドライン

2（4）海外からのIUU漁業由来水産物の流入防止に関するガイドライン

趣旨

○　IUU漁業リスクの抑制に向けて、
・ヨシキリザメの輸入事業者によるCITES許可書の自主的な入手・確認が行われていること
・事業者による自主的な情報確認は、ヨシキリザメに限らず、**他の魚種においても有効**であること
・事業者へのアンケートの結果、**自主的な確認を進めるための水産庁からの情報提供ニーズ**が確認できたこと
から、事業者が水産物を調達する際、**IUU漁業リスクの内容や程度に応じ、自主的な情報確認（DD：デューデリジェンス）**を実施できるよう、**全魚種を対象とするガイドラインを策定**することとしたい（令和10年度中に策定）。

○　また、ガイドラインの策定に向け、**IUU漁業リスクに係る分析を更に強化**するため、令和９年度予算において、**「IUU漁業由来水産物の流入リスクの調査・分析事業」を新たに要求。**

位置づけ

○　ガイドラインは、法的拘束力を持つものではなく、輸入事業者等が取引判断の参考情報として提供。
○　輸入事業者等による、IUU漁業由来の水産物の排除に向けた「調達方針」の策定や、輸入しようとする水産物におけるIUU漁業リスクの内容や程度に応じて、当該水産物の由来等に関する情報を自主的に確認する取組を支援、推進。

水産流通適正化法（義務）
・特定第二種水産動植物（サバ、サンマ、マイワシ、イカ）に適用
・輸入時の適法採捕証明書・加工申告書の提出義務（合法性の確認）
・合法性が確認できない場合は輸入不可

ガイドライン（調達方針・DD）
・特定第二種水産動植物以外のすべての水産物が対象
・IUU漁業由来の水産物の排除に向けた「調達方針」の策定と、輸入水産物の由来等に関する情報を自主的に確認する「DD」を支援、推進
・IUU漁業リスクを可視化し、実務で使える枠組を提供
・事業者は、IUU漁業リスクの把握、整理、情報項目の確認
・情報項目の確認結果を踏まえ取引を自主判断

2（4）海外からのIUU漁業由来水産物の流入防止に関するガイドライン

<ガイドライン骨子（案）>

【調達方針の策定】

IUU漁業由来の水産物排除に向けた調達の方針を明示

↓

【デューデリジェンス（DD）の実施】

① IUU漁業リスク情報※の「把握」

② 取扱水産物のIUU漁業リスクの関係性の「整理」

③ IUU漁業リスクを踏まえた情報項目の「確認」

↓

【取引判断】

調達方針に従い、合理的な範囲内において実施したDDの結果等を踏まえて総合的に判断

↓

【説明・情報開示】

IUU漁業由来の水産物排除に向けた取組を情報開示

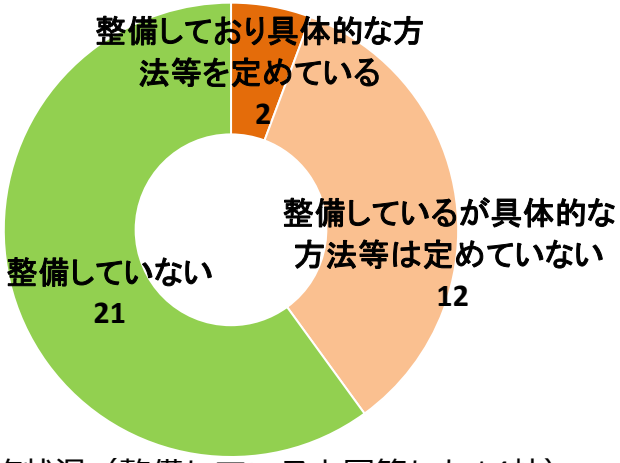
ステークホルダーとの対話・評価

※水産庁がIUU漁業に関する公開情報を元に、国、海域及び魚種に関するIUU漁業リスクを取りまとめ、水産庁ウェブサイトにおいて例示的に示すものとする。

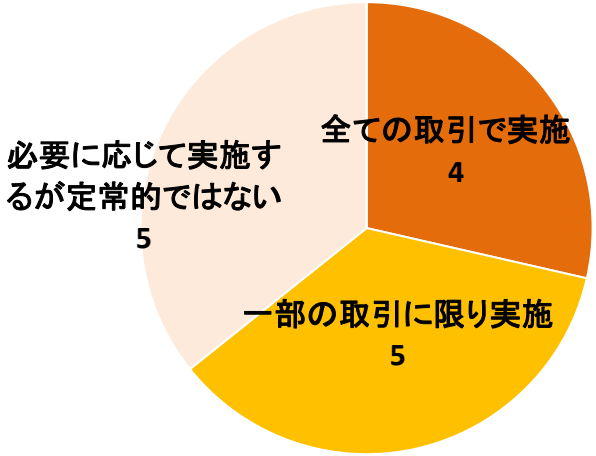
（参考）水産物輸入事業者へのアンケート

○　水産物輸入事業者62社に対して、海外のIUU漁業由来水産物の取扱防止のために実施している自主的な取組についてアンケートを実施（有効回答数35社）。実施時期：令和８年８月
○　IUU漁業由来水産物の取扱防止のための調達方針等について、具体的な方法等まで定めている企業は少ない。多くの企業が行政に対し、自主的な取組を進めるための情報提供を期待している。

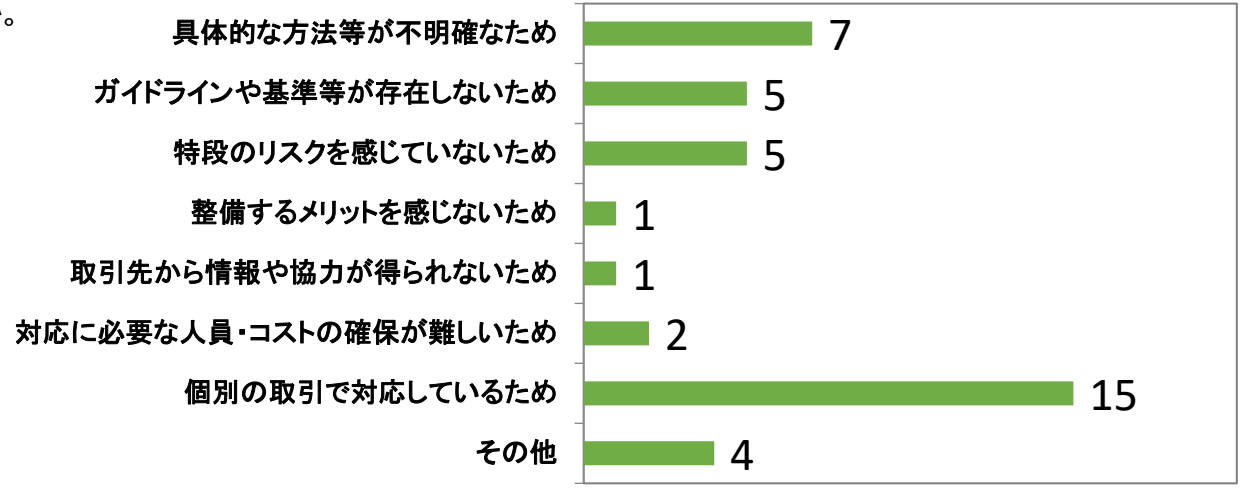
Q1. 調達方針、サプライヤーガイドライン、内部規定等を整備しているか。
Q2. (整備している場合)具体的な方法等を定めているか。



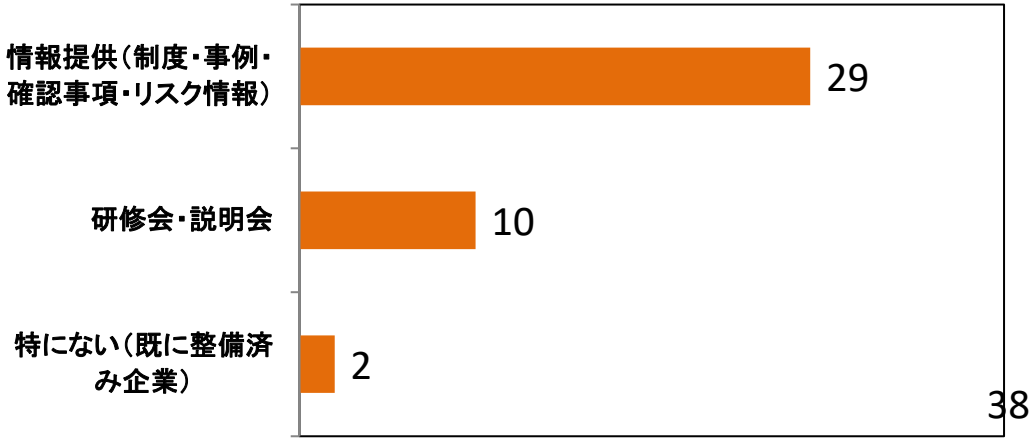
Q3.　実施状況（整備していると回答した14社）。



Q4.　整備していない理由（整備していないと回答した21社）。



Q5.　行政に期待する支援はあるか。



3. 海外におけるIUU漁業由来水産物に係る流通規制強化への対応について

３（１）ＥＵの漁獲証明制度の改正を踏まえた対応方向について

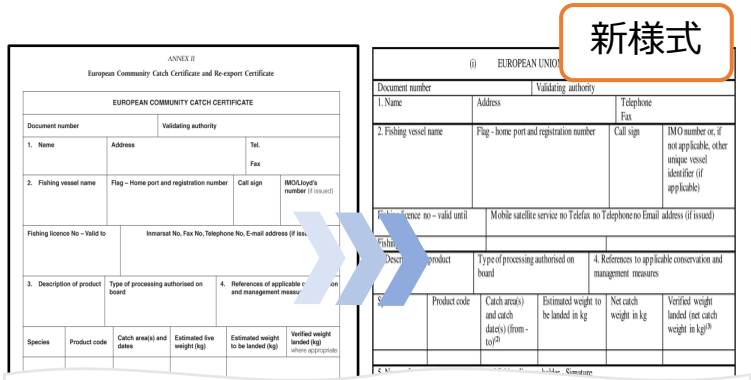
現在までの状況

○　2023年11月、欧州連合規則（2023/2842）により、IUU規則（1005/2008）を含むEUの共通漁業政策が改正され、EU市場に流入する水産物のトレーサビリティ強化及び電子化のため、EUへの輸入時に添付が必要な漁獲証明制度等について制度の見直しが行われ、2026年１月に施行された。

【主な改正内容】

①　漁獲証明書様式の変更（記載項目欄の追加等）

Box2：**「漁具」**欄の追加
Box3：**「漁獲海域（EEZ・公海）」**欄の追加
Box5：「漁船の船長」に**「漁業許可保有者」**を追加し、**押印欄削除**
Box7：第三国の港湾転載等における**「転載情報」**欄の追加
Box10：輸送経路に**「目的地」**欄の追加
Box11：輸入者欄に**「輸入事務所」**や**「推定到着時間」**等の情報の追加



出典：EUホームページ

②　加工申告書の運用強化

採捕した**旗国が加工**（船上加工・施設加工）**する場合も、加工申告書の添付を義務化**

③　EUの電子システム「CATCH」使用の義務化

EU域内の輸入業者及びEU加盟国政府機関の**「CATCH」使用を義務化**。

今後の対応の方向性

①　漁獲証明書様式の変更（記載項目欄の追加等）

→　EUにおける様式変更の運用状況を注視しつつ、また、一部の国において、EU向け漁獲証明書と同様の様式（又は日本向け様式とのハイブリッド様式）をもって日本の適法採捕証明書としたい国もあることから、そのような国に対しては二国間協議による様式変更（旗国通知の変更）をもって、柔軟に対応している。

②　加工申告書の運用強化

→　EUによる当該措置は導入後間もないことから、まずはその運用状況や実効性を注視することとし、現時点においては、旗国加工について一律に加工申告書の提出を求めない。

③　EUの電子システム「CATCH」使用の義務化

→　EU向け輸出に必要な漁獲証明書の申請・発行手続きをJEXSにおいて可能とし、さらにJEXSとCATCHを連携することにより、漁獲証明書の申請・発行からEUへの輸出申請が一元的に実施できるよう開発を進めている。令和９年４月（予定）より運用開始予定。



３（２）漁獲証明制度の普及・適正な運用に向けた諸外国との協力

現在の対応と今後の方向性

○　流通段階における国際的なIUU漁業対策の枠組みとして、我が国やEUが導入している漁獲証明制度は、諸外国からその類似制度の創設の検討を含め、一層関心が高まっている。

○　引き続き、こうした国に対し、我が国制度の理解を促進することにより、制度の円滑な運用を働きかけるとともに、これらの国の新たな制度検討に当たっては、制度の整合性が図られるよう努めていく。

【主な実績】

令和６年２月　JICA IUU漁業対策国別研修（チュニジア）
９月　RPOA-IUU（インドネシア周辺国間のIUU漁業対策の枠組み）
水産庁事業による太平洋島嶼国及びアフリカ諸国の水産行政官研修
10月　SEAFDEC（東南アジア漁業開発センター）ワークショップ

令和７年７月　SEAFDECワークショップ
９月　水産庁事業による太平洋島嶼国及びアフリカ諸国の水産行政官研修
10月　TSSS2025

令和８年１月　JICA IUU漁業対策研修（９カ国）
６月　JICA IUU漁業対策研修（６カ国）
９月　水産庁事業による太平洋島嶼国及びアフリカ諸国の水産行政官研修（５カ国）



JICA主催のIUU漁業対策研修の様子

※令和５年以前は省略。この他、制度の見直しを検討している米国や豪州との非公式の情報交換も実施。

４．その他（人権問題をめぐる状況）

４．その他（人権問題をめぐる状況）

○　国際的に企業に対する人権尊重を求める声が高まる中、平成23年の国連人権理事会で、企業活動における人権尊重の基準を定めた国際的なガイドライン**「ビジネスと人権に関する指導原則」**承認。

○　我が国でも関係府省庁が協力し、ビジネスと人権に関する指導原則を踏まえ、令和２年10月に**「『ビジネスと人権』に関する行動計画」（2020-2025）**が策定され、令和7年12月に改定。

○　農林水産省では、令和４年９月に経済産業省を中心に策定された**「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」**を参考に、令和５年12月に**「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」**を作成・公表。

○　手引きやこれを活用した事例集等を作成・発信するほか、セミナー等を実施。

セミナー参加申込数

	R5（全3回）	R6（全6回）
参加申込数	**457**	**341**

○　令和７年度からは、人権領域を含め、サステナビリティ課題に業界全体として対応するため、食料システムサスティナビリティ課題解決プラットフォームを設立し、検討会やセミナー等を実施。

（https://shokusus.net/）

○　セミナー開催の実績については農林水産省HPにて公表。

（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/jinken-seminear.html）

3.過去の開催実績情報

2024年11月～12月、対面（横浜、大阪）及びオンラインにて以下のセミナーを開催。
プログラム（各会場共通）：1.開会挨拶　2.「ビジネスと人権の国内外の最新動向」3.「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」のご紹介　3.食品企業の人権尊重のお取組みについて（登壇企業）　4.質疑応答　5.閉会

	地域	日時	開催実績動画	登壇企業	開催方法	会場	資料	
1	横浜	2024年11月7日（木曜日）15時～16時30分	食品企業向け人権尊重の取組のためのセミナー（20241107横浜会場）（外部リンク）	イオン株式会社（外部リンク）	対面及びオンライン	TKP横浜駅西口カンファレンスセンター	イオングループの人権の取組みとトップバリュ商品の取組みについて(PDF：1,958KB)	【各回共通資料】「ビジネスと人権」の国内外の最新動向(PDF：1,507KB)（「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」
2	オンライン	2024年11月18日（月曜日）14時～15時30分	－	味の素株式会社	オンラインのみ	－	（味の素株式会社）責任あるサプライチェーンの構築を目指した人権尊重の取り組（全体版）（PDF：3,790KB）【分割版】その1(PDF：1,992KB) その2(PDF：1,954KB) その3(PDF：1,876KB) その4(PDF：1,863KB)	
3	オンライン	2024年12月2日（月曜日）14時～15時30分	－	明治ホールディングス株式会社	オンラインのみ	－	明治グループの取り組み(PDF：2,539KB)【分割版】その1(PDF：1,886KB) その2(PDF：1,957KB)	
4	オンライン	2024年12月9日（月曜日）14時～15時30分	－	株式会社ニッスイ	オンラインのみ	－	ニッスイグループにおける人権尊重の取組み(PDF：2,191KB)【分割版】その1(PDF：1,149KB) その2(PDF：1,583KB)	

今後、特に中小企業が一層円滑に人権対応を進められるよう、食料システムサスティナビリティ課題解決プラットフォームの一環として、わかりやすい啓発資材を作成する予定であり、食品企業による人権配慮の取組を推進。